

松浦忠議員に対する辞職勧告決議

本市議会に所属する松浦忠議員は、昨年3月23日庁舎内において副市長及び職員に対し怪我を負わせた件で、告発され、罰金の刑に処されるに至った。

本市議会は、平成15年に法令遵守の決議を行うとともに、市民の厳正なる信託のもと、自らを厳しく律するための申し合わせを行い、以来、政治倫理の確保と向上に努めてきたところである。

しかし、議員本人がこのような犯罪により処罰されるに至ったことは、議会の信頼を大きく失墜させるものであり、本市議会のこれまでの取り組みが水泡に帰すことにもなりかねず、誠に遺憾であるといわざるを得ない。

よって、本市議会は、松浦忠議員に対して、議会の権威と信頼を損ねた責任を真摯に受け止め、自らその職を辞することを求めるものである。

以上につき、決議する。

平成18年(2006年)3月6日

札幌市議会

(提出者) 自由民主党、民主党・市民の会、公明党、日本共産党、新政クラブ  
及び市民ネットワーク北海道所属議員全員